

# PM<sub>2.5</sub>に係る注意喚起（平成26年2月26日）について

## 1. 初の注意喚起

- 府域では、前日の2月25日の昼頃からPM<sub>2.5</sub>の濃度が上昇し、26日の5時から7時までの大阪市地域の平均値の中央値が83.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と、朝の注意喚起の判断値（85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）をわずかに下回ったが、昼の判断値を超過する可能性が高いと考えられたことから、正午の時点で昼の注意喚起の判断をする旨、10時に報道提供等を実施。
- その後、5時から12時までの大阪市地域の平均値の最大値が90.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と昼の判断値（80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過したため、府は初めての注意喚起を行い、防災情報メールやホームページなどで府民に周知。
  - ・府民からの問合せ：50件/日、常時監視ホームページへのアクセス数：74,507件/日
- 府域の一般環境局で日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したのは、南港中央公園局（72.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の1局。このほか、大阪市、堺市、北・中河内及び泉州の各地域の8局で日平均値が60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるなど、府全域で高濃度を観測。
- 25日から27日にかけて日本各地でPM<sub>2.5</sub>濃度が上昇し、26日には10府県で注意喚起を実施。（大阪、福島、新潟、富山、石川、福井、三重、兵庫、香川、山口）

### 高濃度が予想される場合の注意喚起（参考）

- 府は、国の暫定指針において、注意喚起の指針値（日平均濃度70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予測される場合に、注意喚起を行う。
  - ・朝の注意喚起（平成25年3月1日より実施）  
午前5、6、7時の3時間平均濃度の中央値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合 ⇒ 7:15に注意喚起
  - ・昼の注意喚起（平成25年11月29日より実施）  
午前5時から12時までの8時間平均濃度の最大値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合⇒12:15に注意喚起
- 黄砂時の対応（府独自の取組み）  
気象台から黄砂情報が発表された場合、PM<sub>2.5</sub>の濃度が上昇する可能性があるため、国の指針に基づく注意喚起とは別に、府民へ周知。
- 注意喚起時には、防災情報メールで配信、ホームページ掲載、報道提供などで府民に周知。

## 2. 今後の対応

- 注意喚起をより幅広く府民に伝えるよう努めるとともに、その判断精度の向上のため測定機を増設する。
  - ・ PM<sub>2.5</sub>測定機の配備状況（平成26年4月1日現在）  
府内49局（府20局、政令市29局）
  - ・ 平成26年度に府は5局を増設予定（20→25局）
- PM<sub>2.5</sub>濃度の低減を図るため、粒子状物質の排出抑制を着実に推進する。